

# みやぎ 医療機関事業主様ならびに労務管理責任者の皆様へ 医療労務管理支援センターだより

勤務環境の改善を支援します！

宮城県社会保険労務士会は厚生労働省からの委託を受け、「医療労務管理支援センター」を設置しております。人事・労務管理の専門家である社会保険労務士が「医療労務管理アドバイザー」として、個別相談、希望される医療機関への個別訪問を実施しております。

## 宮城医療労務管理支援センター

仙台市青葉区本町 1-9-5 五城ビル 4F 宮城県社会保険労務士会内

平日 午前9:00から午後5:00まで

\*土日祝 12/29~1/3 を除きます

TEL/FAX : 022-211-9003 (予約・電話相談)

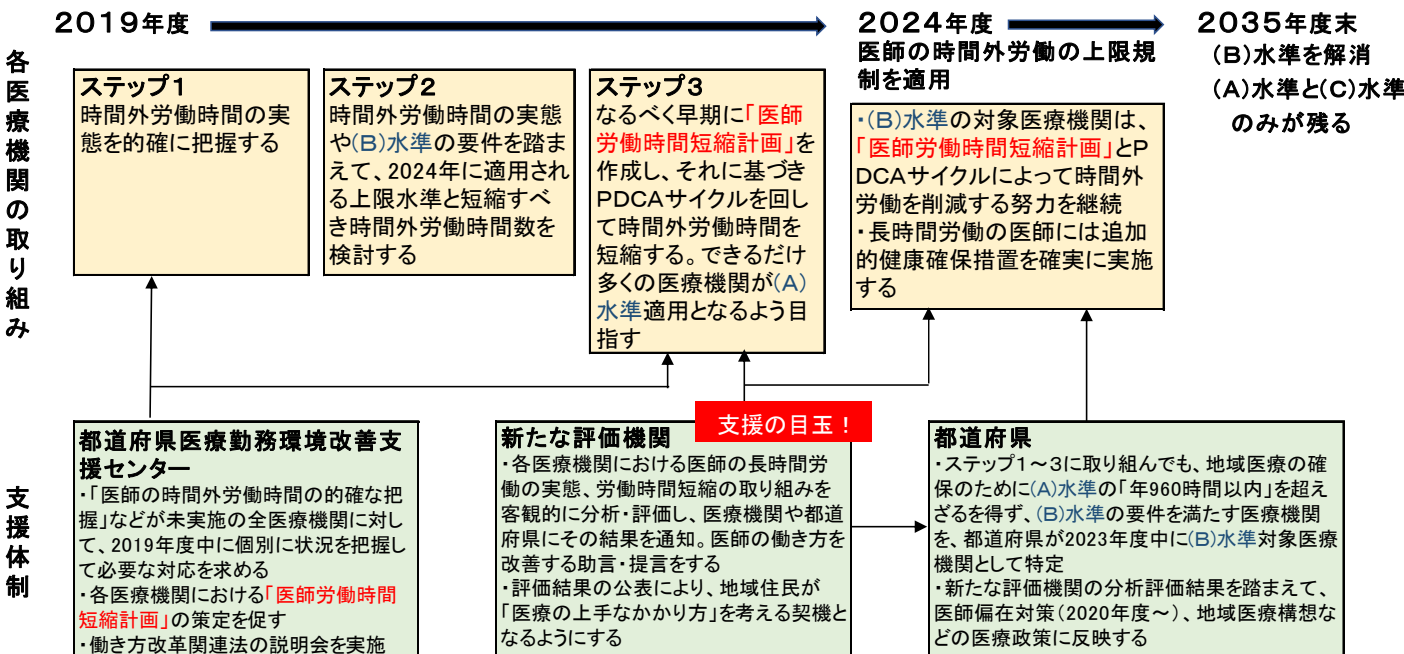
email : [iryouroumu@sharo-miyagi.com](mailto:iryouroumu@sharo-miyagi.com)

### ◆「医師の働き方改革に関する検討会」の報告書がまとまりました。(2019年3月28日)

#### ◎2024年4月から適用される勤務医の時間外労働規制

時間外労働の上限	2035年度末には 暫定特例水準を解消		2036年度以降も継続するが 上限時間は縮減方向とする	
	年1860時間以下 月100時間未満 (例外あり)	(B)水準 地域医療確保暫定特例水準 ※対象医療機関を特定	年1860時間以下 月100時間未満 (例外あり)	(C)水準 一定期間、集中的に技能向上のための 診療を必要とする医師向けの水準
年960時間以下 月100時間未満 (例外あり)	(A)水準 一般的な医療機関に 2024年度以降に適用される水準		C1 初期研修医・専攻医の ための水準。本人が研 修プログラムを選択	C2 6年目以降の医師が 高度技能を習得したい 場合に自ら申し出る
追加的健康確保措置	追加的健康確保措置① <努力義務> ・連続勤務時間制限28時間 ・勤務間インターバル9時間の確保 ・代償休息	追加的健康確保措置① <義務> ・連続勤務時間制限28時間 ・勤務間インターバル9時間の確保 ・代償休息	追加的健康確保措置① <義務> ・連続勤務時間制限28時間 ・勤務間インターバル9時間の確保 ・代償休息(※)	
	追加的健康確保措置② 「月100時間未満」を例外的に超える場合の面接指導と就業上の措置(いわゆるドクターストップ) ※初期研修医は、代償休息の代わりに連続勤務時間制限・勤務間インターバルを徹底			

#### ◎今後の医療機関の取り組みと支援体制





## 《補助金を活用してみませんか?》

平成26年10月の医療法改正により、医療機関の管理者は「医療スタッフの安全と健康は、患者の安全と健康を守る」という共通認識を共有し、勤務環境の改善に取り組む仕組みを導入することが求められています。

これを受けて、県保健福祉部医療人材対策室より補助金を支給する事業が始まります!

補助対象者：県内に所在する病院

実施期間：平成31年4月1日～令和2年3月31日

対象事業：病院の管理者が「医療勤務環境マネジメントシステム」に基づき実施する取り組み（宮城県医療勤務環境改善支援センター、宮城医療労務管理支援センターが相談支援します）

＜たとえば…＞

勤務環境の改善に関する計画作成のための現状分析（日本看護協会が実施するWLBインデックス調査費用等）・勤務シフト作成ソフトの購入費・就業規則改定経費・スキルアップ研修費・仕事と子育て相談窓口設置に伴う備品購入費等

補助率：2/3（ただし50万円を上限とする。）

手続きの流れ：令和元年10～11月頃通知を発送。計画書等必要書類を添付のうえ県に補助申請。

～～早急に取り組みを開始し、よりよい職場環境を構築しましょう!～～

～宮城県保健福祉部資料より～

## 医師及び医療従事者の働き方改革の推進に係る特別償却制度について（医療機器）

（所得税、法人税）

「医師は全業種の中で最も長時間労働の実態にある」ことを踏まえ、医師の働き方改革を進め、医師の健康を確保し地域における安全で質の高い医療を提供するため、2019年度税制改正において、医師・医療従事者の勤務時間短縮に資する一定の設備について、特別償却ができることになりました。

特別償却とは、対象設備取得の初年度に普通償却費（定率・定額）に加え特別償却費を追加で償却できる制度であり、この特別償却割合を前倒して減価償却費として計上できるというものです。

なお、この制度は2019年4月から2021年3月までに所定の手続きをして供用開始したものに適用できます。

【対象設備】医療機関が、都道府県に設置された医療勤務環境改善支援センターの助言の下に作成した特に医師の労働時間短縮に向けた医師勤務時間短縮計画に基づき取得した器具・備品（医療用機器を含む）、ソフトウェアのうち一定の規模（30万円以上）のもの（未使用に限る）

【特別償却割合】取得価格の15%



### 例．個人もしくは12月決算の法人が9月に導入した場合

